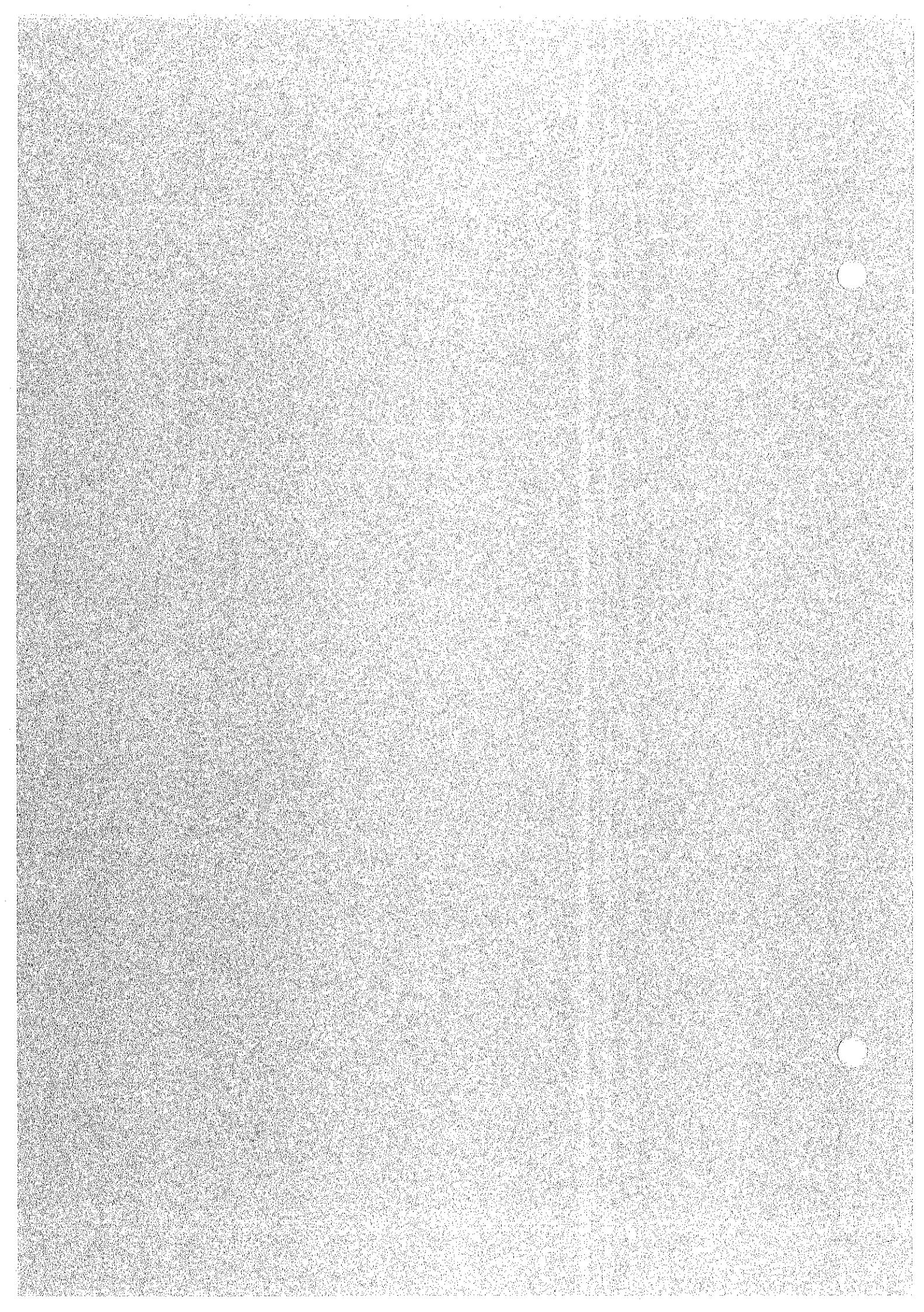


»第8編«

## そ の 他





## ○北上地区広域行政組合と岩手県との間 の公平委員会の事務委託に関する規約

(昭和54年3月28日)  
(告示第4号)

### (公平委員会の事務の委託)

**第1条** 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第7条第4項の規定に基づき、北上地区広域行政組合(以下「組合」という。)は、同法第8条第2項に規定する公平委員会の事務(以下「委託事務」という。)を岩手県に委託する。

### (経費)

**第2条** 委託事務の管理及び執行に要する経費は、次に掲げる区分により組合の負担とし、組合はこれを岩手県に交付するものとする。

(1) 経常費

(2) 勤務条件に関する措置の要求及び不利益な処分に関する不服申立てに基づく審査等の経費

2 前項第1号の経費及び交付の時期は、岩手県知事と組合管理者(以下「管理者」という。)が協議して定める。

3 第1項第2号の経費は、その事務の終了後(その事が次年度にわたるときは年度ごとに)岩手県知事の請求により、そのつどすみやかに交付するものとする。

### A (条例等制定改廃の場合の措置)

**第3条** 委託事務に適用される岩手県人事委員会規則等を制定し、又は改廃したときは、岩手県人事委員会は直ちに管理者に通知しなければならない。

2 前項の規定による通知があつたときは、管理者は直ちに当該規則等を公表しなければならない。

**第4条** 管理者は、次に掲げる条例等をあらかじめ岩手県人事委員会に送付しなければならない。

- (1) 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等
- (2) 分限及び懲戒に関する条例等

〔北上広域一七二二〇一〕

## 第8編 その他（北上地区広域行政組合と岩手県との間の公平委員会の事務委託に関する規約）

2 前項の条例等を制定し、又は改廃したときは、管理者は、直ちに岩手県人事委員会に通知しなければならない。

（補則）

**第5条** この規約に定めるもののほか、委託事務の処理に関し必要な事項は、岩手県知事と管理者が協議して定める。

### 附 則

1 この規約は、昭和54年4月1日から施行する。

2 管理者は、この規約の告示の際、あわせて委託事務に関する岩手県人事委員会規則等が組合に適用される旨及びこれらの規則等を公表するものとする。

※（北上花巻衛生処理組合規約の改正・昭和63年岩手県指令地方第1527号）

**第1条** この組合は、北上地区広域行政組合（以下「組合」という。）という。

A  
〔北上広域一七〕 111011(-111111)

(参考)

公平委員会の事務を岩手県に委託したことに伴い、公平委員会の事務に関する岩手県人事委員会規則等は、北上地区広域行政組合に適用される。

○公平事務委託市町村等の管理職員等の範囲を定める規則(抄)

(昭和41年8月19日)  
(岩手県人事委員会規則第22号)

(趣旨)

第1条 この規則は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)

第52条第4項及び教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第21条の4第3項の規定に基づき、岩手県に公平委員会の事務を委託している市町村及び一部事務組合(以下「公平事務委託市町村等」という。)の職員について、法第52条第3項ただし書に規定する管理職員等の範囲を定めるものとする。

(管理職員等の範囲)

第2条 公公平事務委託市町村等の職員のうち、法第52条第3項ただし書に規定する管理職員等は、市町村にあつては別表第1の、一部事務組合にあつては別表第2のそれぞれの表の左欄に掲げる組織の区分に応じ、これに対応する同表右欄に掲げる職員とする。

(組織の変更等についての通知)

第3条 公公平事務委託市町村等の長は、当該市町村又は一部事務組合に係る別表に掲げる組織に改廢があつたとき、又は管理職員等若しくはこれに相当すると認められる職員の職の改廢若しくは新設があつたときは、すみやかにその旨を人事委員会に通知しなければならない。

第8編 その他（公平事務委託市町村等の管理職員等の範囲を定める規則（抄）

別表第2（第2条関係）

2 北上地区広域行政組合

組織	職員
管理者の事務部局	事務局長 事務局次長（人事、給与、服務又は予算に関する事務を総括する者に限る。）

A [北上広域一七] 一一一四